

管 理 規 程

埼玉県流域下水道事業管理規程第五号

埼玉県下水道局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和七年四月一日

埼玉県下水道事業管理者 北 田 健 夫

埼玉県下水道局組織規程の一部を改正する規程

埼玉県下水道局組織規程（平成二十二年埼玉県流域下水道事業管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項の表課の項を次のように改める。

課	
課付	課
副課長	管路対策幹
	上司の命を受け、管路対策に関する事務その他特に指定された事項を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督するとともに、課長を助け、職員の担任する事務を監督し、事務を整理する。
	上司の命を受け、特に指定された事項を掌理するとともに、当該指定事項について、課長を助け、これらの事務を処理するため、職員を指揮監督する。
	上司の命を受け、課の特定事項に従事する。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。